

【新型コロナウイルス感染症の影響により郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者の現況届について】

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構（以下「機構」という。）へ提出いただく必要があります。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや、機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された後3ヶ月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いがなされています。

【機構HP】

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

本件の詳細につきましては、日本年金機構のねんきんダイヤルに直接お問い合わせください。

ねんきんダイヤル （81）3-6700-1165